

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対策を行うに当たっての出入国管理及び難民認定法第 62
条第 2 項に基づく通報義務の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、患者等に対して確実に必要な対策を講じることが重要であり、仮に、患者等が退去強制事由に該当する外国人であることを知った場合であっても、必要な対策を講じる必要があります。

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第 62 条第 2 項¹に基づき、国又は地方公共団体の職員には、その職務を遂行するに当たって、退去強制事由に該当する外国人を知ったときは、通報義務が課せられているところ、法務省入国管理局（当時）から、「出入国管理及び難民認定法第 62 条第 2 項に基づく通報義務の解釈について（通知）」（平成 15 年 11 月 17 日付け法務省管総第 1671 号法務省入国管理局長通知²。以下「通知」という。）において、「その通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような例外的な場合には、当該行政機関において通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個別に判断することも可能である」との解釈が示されています。

今般、新型コロナウイルス感染症対策に当たって退去強制事由に該当する外国人を知ったときの通報義務の考え方について、当該通知を踏まえ、下記のとおりお示いたしますので、内容について御了知いただき、管内市町村への周知をお願いいたします。

記

新型コロナウイルス感染症対策においては、感染拡大防止等の目的達成のため、退去強制事由に該当する外国人であっても、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）等の規定に基づき、適切に実施することが必要であり、入管法に基づく通報義務を履行した場合に当該目的を達成できないおそれがあるような例外的な場合には、当該行政機関において、通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個

¹ 入管法第 62 条第 2 項において、「国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当つて前項の外国人を知ったときは、その旨を通報しなければならない。」とされている。

² https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/151117_1671.pdf

別に判断した結果、通報しないことも可能である。

なお、不法滞在の状態にある外国人が日本において正規に在留できる状態を回復するためには、入管当局に出頭の上、退去強制手続の中で、法務大臣から在留特別許可を受けるしか方策はないので、通報しない場合であっても、在留資格を取得させるため、入管当局への出頭を勧めることが望ましいことに留意されたい。

また、入管法第 62 条第 2 項に基づく通報義務は、国又は地方公共団体の職員に課されるものであり、民間医療機関の職員等には当該義務は生じないことを申し添える。